

佐賀県選挙管理委員会告示第 32 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 7 年 6 月 17 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石丸元章後援会	秋山 武治	石丸 美恵子	三養基郡みやき町大字原古賀 312 番地
大曲たかのり後援会	大曲 隆則	大曲 美津子	三養基郡みやき町大字江口 1878
金丸祐樹後援会	金丸 祐樹	金丸 絹代	杵島郡江北町大字佐留志 856
唐津市民の会	林 正樹	林 正樹	唐津市鏡字立神 4632-12
白倉和子後援会	白倉 憲二	白倉 憲二	佐賀市川副町早津江 30-11
永渕和正後援会	古賀 良興	倉富 康治	小城市牛津町柿樋瀬 123 番地 1
松尾真介後援会	松尾 真介	弘川 佳史	伊万里市瀬戸町 1235 番地 5
三根和之後援会	三根 和之	三根 由美子	杵島郡大町町大字大町 8122 番地
森しげる後援会	森 茂	中原 和之	神埼市神埼町本堀 812-3